



第2期「福岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

令和2年5月

福岡市

目次

1 総論

<u>(1) 地方創生をめぐる動き</u>	1
<u>(2) 福岡市における地方創生の取組み</u>	2
<u>(3) 計画期間と進行管理</u>	3
<u>(4) 基本的な視点と目標</u>	3
<u>(5) 基本姿勢（福岡都市圏・九州・日本・アジアにおける役割）</u>	4

2 各論

<u>基本目標Ⅰ しごと・雇用機会を増やし、活力につながる人の流れをつくる</u>	6
<u>基本目標Ⅱ 働き方を見直し、安心して生み育てられる環境をつくる</u>	22
<u>基本目標Ⅲ 超高齢社会に対応した持続可能で質の高い都市をつくる</u>	31
資料 第2期「福岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と福岡市総合計画の施策対応表	43
参考資料 パブリック・コメント手続実施概要	47

1 総論

(1) 地方創生をめぐる動き

日本の総人口が平成 20(2008)年をピークに減少局面に入らる中で、世界に先駆けて日本が直面する人口減少・少子高齢化という構造的課題に的確に対応し、特に地方の人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力のある社会を維持することをめざし、平成 26(2014)年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。これを受け、国は、同年 12 月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、これまで地方創生に取り組んできました。

しかし、世界的に見ても空前の速度と規模で進行する高齢化と全国的な出生数の減少により、将来の人口減少と少子高齢化は依然として深刻な状況であり、東京一極集中にも歯止めがかかるような状況とはなっていません。このため、国は、令和元(2019)年 12 月、第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生のより一層の充実・強化を図ることとしました。

<国の第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の概要>

第 2 期における地方創生

1 地方創生の目指すべき将来

(1) 将来にわたって「活力ある地域社会」の実現

① 人口減少を和らげる

ア 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

イ 魅力を育み、ひとが集う

② 地域の外から稼ぐ力を高めるとともに、地域内経済循環を実現する

③ 人口減少に適応した地域をつくる

(2) 「東京圏への一極集中」の是正

2 第 2 期における施策の方向性

基本目標① 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

基本目標② 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

基本目標③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標④ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

横断的な目標① 多様な人材の活躍を推進する

横断的な目標② 新しい時代の流れを力にする

政策の企画・実行に当たっての視点

1 まち・ひと・しごとの創生に向けた政策 5 原則

自立性、将来性、地域性、総合性、結果重視

2 国と地方の取組体制と PDCA の整備

(1) 地方版総合戦略の策定・推進

(2) PDCA サイクルの確立

(3) 地域の実情に応じた取組に対する国の支援

(4) 政策間連携

（２）福岡市における地方創生の取組み

福岡市では、平成 27(2015)年 10 月に「福岡市人口ビジョン」及び「福岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第 1 期戦略」という。）を策定し、地方創生に取り組んできました。

その結果、見込みを上回るペースで人口が増え続け、元気なまち、住みやすいまち、成長可能性の高いまちとして国内外から高く評価されるとともに、第 1 期戦略において基本目標に掲げた数値目標をすべて達成するなど、これまでの取組みは概ね順調に進んでいます。

《第 1 期戦略における基本目標に掲げた数値目標の推移》

基本目標Ⅰ 「しごとを増やし、活力につながる人の流れをつくる」

- ・就業機会の多さに対する満足度：38.1% → 48.2% （目標値 45%）
- ・入込観光客数：1,782 万人 → 2,134 万人 （目標値 1,900 万人）

基本目標Ⅱ 「働き方を見直し、安心して生み育てられる環境をつくる」

- ・子育て環境満足度：60.4% → 72.0% （目標値 70%）

基本目標Ⅲ 「超高齢社会に対応した持続可能で質の高い都市をつくる」

- ・健康に生活している高齢者の割合：46.5% → 50.6% （目標値 50%）

しかしながら、今後は福岡市においてもますます高齢化が進むとともに、東京一極集中や九州の人口減少が、福岡市の活力に影響を及ぼすことも懸念されます。

このため、国と同様、^{エスディーゼーズ}SDGs¹⁾の理念や Society5.0²⁾（超スマート社会）の実現による社会課題解決の観点を踏まえながら、第 2 期「福岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第 2 期戦略」という。）を策定し、引き続き福岡市を次のステージへと飛躍させる施策を「FUKUOKA NEXT」として一体的に推進し、九州・日本の成長を、そして地方創生を力強く牽引していきます。

《第 2 期戦略策定の基本的な考え方》

福岡市では平成 24(2012)年に、多くの市民参加のもとで「福岡市総合計画³⁾」（以下「総合計画」という。）を策定し、「生活の質の向上と都市の成長の好循環を創り出す」ことを都市経営の基本戦略として掲げ、まちづくりを進めています。

この総合計画が地方創生の基本的な方向性を先取りしていることから、総合計画を基本に、地方創生の観点から施策等を整理、再構築して、第 1 期戦略を策定しました。

第 2 期戦略においても引き続き総合計画を基本とし、基本的な構成等は維持しつつ、第 1 期戦略策定以降に取り組み始めた事業の追加等を行うものです。

¹⁾ SDGs：(Sustainable Development Goals)「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むために、平成 27(2015)年の国連サミットで採択された国際社会全体の持続可能な開発目標。

²⁾ Society5.0：先端技術の活用により、誰もが便利で快適に暮らすことができる超スマート社会。

³⁾ 福岡市総合計画：福岡市の将来の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的計画。福岡市基本構想、第 9 次福岡市基本計画、実施計画の 3 つで構成。

(3) 計画期間と進行管理

計画期間は、「第9次福岡市基本計画」の計画期間が令和4(2022)年度までであることを踏まえ、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度までの3年間とします。

進行管理については、基本目標及び施策に数値目標を設定し、これを用いて達成度や事業進捗状況を毎年評価、検証します。

評価、検証は総合計画とあわせて行い、その結果は、産学官等の有識者で構成する福岡市総合計画審議会に報告し、公表するものとします。

その上で、基本目標の実現に向けた施策の見直しや改善を行うほか、国の動き等も踏まえながら、必要に応じて改訂を行います。

(4) 基本的な視点と目標

「福岡市人口ビジョン」において示された「ひとの社会増」、「ひとの自然増」、「まちの持続可能性」についての基本的視点を基本目標とし、取組みを進めていきます。

～ 「福岡市人口ビジョン」に示された基本的視点 ～

① 「ひとの社会増」に向けた基本的視点

今後、九州全体の人口減少が加速していくことから、これまで福岡市の活力を支えてきた九州内からの若年層の転入もいずれ減少していく可能性があります。

こうした中、依然として転出超過⁴⁾が続く東京圏⁵⁾への転出を抑制し、逆に福岡市への転入を増やすことが、福岡市や福岡都市圏、九州の活力を維持・向上させるために必要であり、そのためには、魅力的なしごと・雇用機会を創出し、新たな人の流れをつくることが重要となります。

⇒ 基本目標Ⅰ 「しごと・雇用機会を創出し、活力につながる人の流れをつくる」

② 「ひとの自然増」に向けた基本的視点

少子化の背景には経済的な負担、子育てへの不安・負担感が大きいことなどがあることから、国の施策を中心としつつ、若い世代の子どもをもちたいという希望が実現されるよう、仕事と生活の調和を推進するとともに、安心して生み育てられる環境づくりを着実にやっていくことが重要となります。

⇒ 基本目標Ⅱ 「働き方を見直し、安心して生み育てられる環境をつくる」

③ 「まちの持続可能性」に関する基本的視点

超高齢社会⁶⁾の到来により人口構造などが大きく変化する中、今後も持続可能なまちであり続けるためには、自助・共助の視点から、生涯健康で元気な高齢者の増加や、地域で生活できる支え合いの体制づくり、市街化調整区域⁷⁾など人口減少や高齢化が先行して進む地域の活性化が重要となります。

⇒ 基本目標Ⅲ 「超高齢社会に対応した持続可能で質の高い都市をつくる」

⁴⁾ 転出超過：転出数が転入数を上回っている状態。

⁵⁾ 東京圏：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県

⁶⁾ 超高齢社会：総人口に占める65歳以上人口の割合(高齢化率)が21%を超える社会のこと。世界保健機関(WHO)によると、高齢化率7～14%を高齡化社会、14～21%を高齡社会という。

⁷⁾ 市街化調整区域：農林漁業との調和や、自然環境の保全などの観点から市街化を抑制すべき区域。

(5) 基本姿勢（福岡都市圏・九州・日本・アジアにおける役割）

「福岡市人口ビジョン」に示されるように、福岡市の都市活力は、九州各地からの広域的なひとの流れにも支えられています。日本、九州の人口が減少し、東京一極集中が加速していく中、福岡市は、「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」の実現に向け、次のような広域的な役割を担っていきます。

①福岡都市圏における役割

福岡市は、通勤や通学、買い物のために周辺市町村からの昼間人口が流入するなど、福岡都市圏と生活圏・経済圏が一体となっており、交通・水・環境など共通する課題と一緒に取り組んできました。

都市圏の各市町との連携を一層深め、九州、日本全体の発展を牽引する、国際競争力をもった都市圏の実現をめざしていきます。

②九州における役割

九州全体の人口が既に減少する中で、九州のゲートウェイであり、文化、教育、経済など様々な分野において、九州の中核機能を有する福岡市は、世界中から人と企業を呼び込み、その活力を高め、東京圏への人口流出の抑制に一定の役割を果たすとともに、圏域の一体的な発展に貢献し、牽引する役割を担っていきます。

③日本における役割

福岡市は、日本海側最大の都市であり、アジアに近い位置にあることから、我が国におけるアジアを向いた都市として、学術、文化、経済など様々な面で日本とアジアをつなぐ役割を担っていきます。

また、国家戦略特区⁸⁾を活かし、産業の国際競争力の強化や国際的な経済活動の拠点の形成を図り、日本経済を牽引していく役割を担うとともに、豊かな自然と、充実した都市機能がコンパクトに整った、東京とは異なる独自の魅力のある都市として、地方創生の先導的な役割を担っていきます。

④アジアにおける役割

福岡市は、経済発展と質の高い生活のバランスがとれた持続可能な都市として、今後発展していくアジアの諸都市のモデルとなるとともに、人材や交流の蓄積を生かし、アジアと共に、文化的にも経済的にも継続的に発展する拠点としての役割を担っていきます。

⁸⁾ 国家戦略特区：日本の経済活性化のために、地域限定で規制や制度を改革し、その効果を検証するために指定される特別な区域。福岡市は平成26年5月に「グローバル創業・雇用創出特区」として指定された。

<本編の記載の留意点>

1. 総合計画における施策との対応について

施策名称の下部に総合計画における施策の番号及び名称を記載しています。

2. SDGs⁹⁾との対応について

SDGsにおける17の目標のうち、施策と関係が深い目標をアイコンで示しています。



1 貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



2 飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



4 質の高い教育をみんなに
すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



6 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



8 働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



9 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



10 人や国の不平等をなくそう
各国内及び各国間の不平等を是正する



11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



12 つくる責任 つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する



13 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



14 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



15 陸の豊かさを守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



17 パートナリーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



3. 重要業績評価指標などの数値目標について

数値目標については、令和4(2022)年度を目標年次とした「第9次福岡市基本計画」における成果指標を設定することを基本とし、指標の現状値が、「第9次福岡市基本計画」の目標値を既に達成しているものについては、「増加」としています。

4. 国の地方創生に関する交付金を活用した事業について

「主な事業」欄の★印は、地方創生関係交付金を活用した事業です。

⁹⁾ SDGs：(Sustainable Development Goals)「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むために、平成27(2015)年の国連サミットで採択された国際社会全体の持続可能な開発目標。

2 各論

基本目標Ⅰ

しごと・雇用機会を創出し、活力につながる人の流れをつくる

<数値目標>

・就業機会の多さに対する満足度：48.2%（2018年度）→**50%**

・入込観光客数：2,134万人（2017年）→**増加**

※第9次福岡市基本計画における2022年度の目標値「2,000万人」を既に達成しているため、さらなる「増加」を目標に設定

<基本的方向>

- 東京圏への転出を抑制し、福岡市への転入を促進するため、安定した雇用を生み出せる地域産業の競争力強化などに取り組みます。
- 福岡市グローバル創業¹⁰⁾・雇用創出特区の推進により、新たな価値を創造する先鋭的な人材や企業が集まるスタートアップ¹¹⁾都市となり、Society5.0¹²⁾（超スマート社会）の実現に向けた取組みなど、様々な分野におけるチャレンジを支援していきます。
- 福岡市の地域経済を支える地場中小企業や農林水産業については、人材マッチングや新たな担い手づくり、産学連携によるイノベーション¹³⁾の促進などにより、競争力や経営基盤の強化を図るとともに、海外展開など国際ビジネス交流を支援します。
- 高度な都市機能が集積する都心部や、アイランドシティなどの活力創造拠点等において、本社機能の誘致や成長分野の企業集積を、国内のみならず対日投資の観点からも促進します。あわせて、外国人を含む誰もが住みやすく活動しやすいまちづくりを進めます。
- 福岡市は従業者ベースで第三次産業が9割を占めていますが、第三次産業を中心とした観光産業は、産業の裾野が広く、その消費は様々な分野に波及することから、福岡市を訪れる人を増やすことが、経済の活性化につながります。福岡市の認知度を高め、一度来た人に再び訪れてもらえるよう、効果的なプロモーションや、歴史・文化・自然などの観光資源や食などの福岡市の魅力の磨き上げ、MICE¹⁴⁾拠点の形成やMICE誘致・支援体制の強化、おもてなし環境の整備を進めます。
- 若者や多様な知識・経験を有する人材の東京圏からの還流を進め、活力を生む人の流れをつくります。あわせて、グローバルに活躍する人材の育成を図ります。
- 福岡市のみならず都市圏及び九州の経済を牽引する福岡都心部の機能強化や、アイランドシティ、九州大学学術研究都市¹⁵⁾など新たな活力を生み出す都市拠点の形成、国際交流のゲートウェイにふさわしい港湾・空港機能の充実強化を図ります。

¹⁰⁾ 創業：新たに事業を始める創業と、既存の企業による業態転換や新事業・新分野への進出などの第二創業の総称。

¹¹⁾ スタートアップ：新しい行動や事業を起こすこと。

¹²⁾ Society5.0：先端技術の活用により、誰もが便利で快適に暮らすことができる超スマート社会。

¹³⁾ イノベーション：技術や制度の変革を利用して、新たな発想により、新たな商品やサービス、市場などを開拓すること。

¹⁴⁾ MICE：多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。企業などの会議（Meeting）、企業などが行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行：企業などが社員に報奨として与える旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会などが行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字をとったもの。

¹⁵⁾ 九州大学学術研究都市：元岡・桑原地区などの九州大学伊都キャンパス周辺エリア。

<施策と重要業績評価指標>

(ア) 福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進と新たな価値の創造

施策 7-1 新たな挑戦を応援するスタートアップ都市づくり

施策 7-2 創造的活動の基盤となる文化芸術の振興

施策 7-3 個人の才能が成長を生む創造産業の振興



創業¹⁶⁾や社会実験、ソーシャルビジネス¹⁷⁾、新たなプロジェクトなど、様々な分野でスタートアップ¹⁸⁾にチャレンジする人材や企業を国内外から福岡市に呼び込み、それぞれのニーズや創業者の創業検討期から成長期まで成長段階に対応したきめ細かなサポートにより、福岡市で活躍できる環境を整えます。

また、ゲーム、映像、ファッション、音楽、デザインをはじめとしたクリエイティブ関連産業¹⁹⁾を産学官民一体となって振興するとともに、クリエイティブ関連産業の基盤ともなる独自の創造活動を行う人々が活動しやすい環境づくりを進めます。

重要業績評価指標	現状値	目標値
新設事業所数	1,114 事業所/年 (2016 年)	増加 (2021 年)
クリエイティブ関連産業 事業所数	2,504 事業所 (2016 年)	2,900 事業所 (2021 年)

<主な事業>

① チャレンジ人材の集積・活躍支援と創業しやすい都市づくり

・福岡市スタートアップ・パッケージ

スタートアップビザ（外国人創業人材の在留資格の申請時の要件緩和）、スタートアップ法人減税（国家戦略特区²⁰⁾における創業企業に対する法人税の軽減措置）など国家戦略特区を活用した人と企業を呼び込む規制緩和等と、市の施策をパッケージとした発信

・グローバルスタートアップ推進事業

海外のスタートアップ拠点との連携によるビジネスマッチング支援等、創業当初からグローバルに活躍できる環境の整備

・スマートシティ推進事業 [P38 再掲]

公民連携ワンストップ窓口を通じて、AIやIoTといった先端技術等を活用した実証実験や共働事業などの民間提案の支援により、社会実装を促進し、社会課題の解決や行政サービスの高質化・効率化に取り組む

¹⁶⁾ 創業：新たに事業を始める創業と、既存の企業による業態転換や新事業・新分野への進出などの第二創業の総称。

¹⁷⁾ ソーシャルビジネス：ビジネスの手法を用いて社会的な課題の解決をめざす活動。

¹⁸⁾ スタートアップ：新しい行動や事業を起こすこと。

¹⁹⁾ クリエイティブ関連産業：建築、コンピューターソフト・サービス、映像・音楽、広告、デザイン業などからなる産業群（経済産業省の定義に基づく）。

²⁰⁾ 国家戦略特区：日本の経済活性化のために、地域限定で規制や制度を改革し、その効果を検証するために指定される特別な区域。福岡市は平成26年5月に「グローバル創業・雇用創出特区」として指定された。

- ・スタートアップ²¹⁾カフェ
スタートアップの裾野を広げるために開設した、誰でも入りやすい創業²²⁾支援拠点。ビジネスプランなどに関する情報提供や相談対応（外国語でも対応）、創業手続きを行える開業ワンストップセンターの運営、人材の個別マッチングなどの実施
- ・スタートアップ支援施設事業
旧大名小学校校舎を活用した官民共働型のスタートアップ支援施設（Fukuoka Growth Next）を民間事業者と共働で運営。民間事業者のアイデアやノウハウを活かし、スタートアップ企業の可視化やさらなる成長、既存中小企業の第二創業促進を支援
- ・エンジニアフレンドリーシティ福岡の推進★ [P11 再掲]
「エンジニアが集まる、活躍する、成長する街、福岡」の実現に向け、エンジニアカフェの運営やデジタル人材育成プログラム、ウェブサイトやSNSによるエンジニアの情報発信、イベント・セミナー等を実施
- ・Society5.0²³⁾を支えるAIエンジニア支援★ [P11 再掲]
Society5.0実現のための重要な役割を担うAIエンジニアの育成を支援するため、エンジニアを対象にAI等の研修及び実践訓練を実施
- ・アントレプレナーシップ²⁴⁾教育
子どもたちが将来に夢や希望を持ち、新しいことにチャレンジする意欲を育成するため、小学校でCAPS²⁵⁾、ゲストティーチャー等による講話、中学校で起業家等による講話などを開催

②クリエイティブ関連産業²⁶⁾の振興

（ゲーム、映像、ファッション、音楽、デザイン等）

- ・クリエイティブ福岡推進協議会（クリエイティブ・ラボ・フクオカ）による交流の場の創出
産学官で構成する「クリエイティブ・ラボ・フクオカ」を推進母体とした、セミナー・交流会等のイベントを通じたビジネスマッチングや交流の場の創出
- ・福岡アジアコレクション（FACo）などファッション関連産業の振興
福岡アジアファッション拠点推進会議において、ビジネス機会の拡大、流通業の振興、人材育成事業等の実施（FACo、ファッションマンス福岡アジア、合同展示商談会等）
- ・アジアンパーティの開催
「アジアと創る」をコンセプトに、「アジア」、「クリエイティブ」、「今」をテーマとした各種事業の一体的開催（福岡アジア文化賞、アジアフォーカス・福岡国際映画祭、The Creators等）

²¹⁾ スタートアップ：新しい行動や事業を起こすこと。

²²⁾ 創業：新たに事業を始める創業と、既存の企業による業態転換や新事業・新分野への進出などの第二創業の総称。

²³⁾ Society5.0：先端技術の活用により、誰もが便利で快適に暮らすことができる超スマート社会。

²⁴⁾ アントレプレナーシップ：起業家精神。

²⁵⁾ CAPS：公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本が提供する帽子の仕入れや製造、販売などの経営シミュレーションプログラム。

²⁶⁾ クリエイティブ関連産業：建築、コンピューターソフト・サービス、映像・音楽、広告、デザイン業などからなる産業群（経済産業省の定義に基づく）。

(イ) 地域経済を支えている産業の競争力強化

- 施策 6-1 産学官連携による、知識創造型産業の振興
- 施策 6-3 地域経済を支える地場中小企業などの競争力強化
- 施策 6-4 農林水産業とその関連ビジネスの振興
- 施策 8-3 国際的なビジネス交流の促進
- 施策 8-6 アジアの諸都市などへの国際貢献・国際協力の推進



地場中小企業の競争力・経営基盤の強化を図るため、融資や経営相談、人材確保支援、販路開拓支援、アジアをはじめとする海外への展開支援、外国企業とのビジネス連携を支援するとともに、にぎわいと魅力ある商店街づくり、伝統産業への支援などを進めます。

農林水産業については、多様な担い手の育成・確保やAI・IoT等を活用したスマート農林水産業の普及促進に取り組むとともに、大消費地があり、第3次産業が集積している福岡市の強みを生かし、市内産農林水産物のブランド化等による付加価値の創出や地産地消を推進するなど、生産者の所得向上による持続可能な農林水産業の確立に向け取り組みます。

大学や研究機関の集積による豊富な人材・技術シーズを活かし、研究開発機能を強化するとともに、産学連携を推進し、ITやナノテクノロジー²⁷⁾、ロボット、水素エネルギーの利活用など、新しい時代をリードし、福岡市の将来を支える知識創造型産業²⁸⁾の振興・集積を図ります。

また、アジアとのネットワークを活かし、食関連産業やサービス産業、ヘルスケア関連産業などの海外展開に取り組み、国際ビジネス交流の促進を図ります。

重要業績評価指標	現状値	目標値
市内大学の民間企業などとの共同研究件数	887 件 (2017 年度)	1,000 件 (2022 年度)
博多港・福岡空港における貿易額	4 兆 6,795 億円 (2018 年)	増加 (2022 年)

²⁷⁾ ナノテクノロジー：ナノメートル（nm、n は 10 億分の 1）単位の物質構造中で、新たな機能を創出する技術の総称。情報技術や環境、バイオ、材料など、広い範囲で技術革新をもたらすものと期待される。

²⁸⁾ 知識創造型産業：ソフトウェアの開発、半導体製品の設計など電子機器を用いて情報、知識等の知的資源を活用した製品開発を行う企業からなる産業群。

<主な事業>

①地場中小企業等の競争力強化

- ・中小企業・スタートアップ²⁹⁾企業マッチング事業
既存中小企業とスタートアップ企業とのマッチング（フクオカ・スタートアップ・セレクション）の実施
- ・商工金融資金、金融対策
中小企業の資金調達を支援し、経営の安定を図るため、信用保証協会の信用保証制度を活用した、長期・低利・固定の事業資金の融資
- ・外国人材受入れ支援事業
外国人材受入れを検討している企業向けに、外国人材の採用に関する情報やノウハウを提供するセミナーを実施
- ・ふくおかのしごと見える化事業
業界別など福岡市内の求人を簡単に検索して応募などができる福岡市求人特集 Web サイトを運用し、地場企業と求職者のマッチングを促進

②農林水産業経営の充実・強化と新たな担い手づくり

- ・多様な担い手の育成・確保
農林水産業における多様な担い手が行う取組みへの支援、農業、水産業における新規就業者の確保及び経営安定に向けた支援等
- ・スマート農林水産業の推進
AI・IoT等を活用したスマート農林水産業の普及促進
- ・市内産農林水産物のブランド化、6次産業化³⁰⁾の推進 [P41 再掲]
ブランド化、6次産業化による市内産農林水産物の付加価値の創出、販路拡大の支援等
- ・「ふくおかさん家のうまかもん」事業者認定事業
ふくおかさん家のうまかもん（＝市内産農林水産物及びその加工食品等）を提供または販売する事業者の認定、専用ホームページでの紹介やPRグッズの交付等
- ・市場の活性化
安全な農水産物を市民に安定的に供給するための市場機能の強化、消費拡大に向けた市場開放イベント及び輸出促進事業への支援

²⁹⁾ スタートアップ：新しい行動や事業を起こすこと。

³⁰⁾ 6次産業化：農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て主体的に行う、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組み。

③産官学連携による知識創造型産業³¹⁾の振興

- ・エンジニアフレンドリーシティ福岡の推進★ [P8 再掲]
「エンジニアが集まる、活躍する、成長する街、福岡」の実現に向け、エンジニアカフェの運営やデジタル人材育成プログラム、ウェブサイトやSNSによるエンジニアの情報発信、イベント・セミナー等を実施
- ・Society5.0³²⁾を支えるAIエンジニア支援★ [P8 再掲]
Society5.0実現のための重要な役割を担うAIエンジニアの育成を支援するため、エンジニアを対象にAI等の研修及び実践訓練を実施
- ・水素リーダー都市プロジェクト
下水バイオガス³³⁾による世界初の水素ステーション³⁴⁾を核とした、水素を利活用する先進的な取組みによる水素関連産業の振興

④国際ビジネス交流の促進

- ・アジアビジネス促進・支援事業
海外バイヤー等とのマッチング、海外展示会への出展支援、海外販路拡大を目的としたネットワークの形成
- ・国際貢献・協力を通じた海外ビジネスの展開
海外からの視察・研修受入や市職員の海外派遣の実施、国際貢献を通じた海外ビジネス展開
- ・アジア太平洋都市サミット
アジア太平洋地域の諸都市の代表者が参加し、各都市の課題やその解決に向けた取組みの共有、率直な意見交換等を行うことにより、都市問題の解決に向けた相互協力、さらには、相互の都市の一層の発展に向けたネットワークの構築

³¹⁾ 知識創造型産業：ソフトウェアの開発、半導体製品の設計など電子機器を用いて情報、知識等の知的資源を活用した製品開発を行う企業からなる産業群。

³²⁾ Society5.0：先端技術の活用により、誰もが便利で快適に暮らすことができる超スマート社会。

³³⁾ 下水バイオガス：下水処理の過程で発生するメタンガスなど可燃性ガスの総称。

³⁴⁾ 水素ステーション：燃料電池自動車（FCV）に、燃料となる水素を供給するための施設。

(ウ) 新たな雇用につながる企業等の誘致

施策 6-2 成長分野の企業や本社機能の立地の促進
 施策 8-8 アジアをはじめ世界の人にも暮らしやすい
 まちづくり



高度な都市機能が集積する都心部や、アイランドシティなどの活力創造拠点等において、立地交付金制度³⁵⁾等を活用しながら、本社機能の誘致や情報関連産業³⁶⁾、デジタルコンテンツ³⁷⁾、健康・医療・福祉関連産業などの成長分野の企業集積を、国内のみならず対日投資の観点からも促進します。

あわせて、外国人の教育・医療環境の整備など、外国人が家族でも住みやすく活動しやすいまちづくりを進めます。

重要業績評価指標	現状値	目標値
成長分野・本社機能の進出企業数	57 社/年 うち外国企業等 14 社/年 (2018 年度)	増加 うち外国企業等 15 社/年 (2022 年度)
進出した企業による雇用者数	1,334 人/年 (2018 年度)	3,000 人/年 (2022 年度)
在住外国人の住みやすさ評価 (福岡市は住みやすいと感じる在住外国人の割合)	61.4% (2018 年度)	67% (2022 年度)

<主な事業>

①企業や本社機能等の立地促進

・重点分野の企業誘致推進事業（外国企業誘致推進事業等）

アジア地域を中心に各都市の特性に合わせた経済交流・企業発掘・進出サポート等の展開、海外における投資誘致セミナーの開催。また、進出後の正規社員の雇用増加が見込まれる知識創造型産業³⁸⁾など成長性が高い分野の企業誘致を推進

・企業立地促進制度の実施

企業立地に係る初期投資を軽減するための立地交付金による支援や、地方拠点強化税制を活用した本社機能の移転・拡充にかかる施設及び機械設備の取得に対する固定資産税等の軽減

・国際金融都市としての地位向上による地域活力促進事業*

産学官が一体となった国際金融機能誘致の推進組織「TEAM FUKUOKA」の一員として、外資系金融機関等を対象としたプロモーション、地場企業へ向けたフォーラム、国際金融に特化したワンストップサポート窓口の運営や FinTech 事業者等への支援を実施

³⁵⁾ 立地交付金制度：福岡市内に立地される企業への支援制度で、特定の要件を満たす場合に立地の初期投資にかかる資金の補助が受けられる。

³⁶⁾ 情報関連産業：ソフトウェアなど情報サービス業、半導体関連産業、電気通信業などからなる産業群。

³⁷⁾ デジタルコンテンツ：音楽の CD・MD、映像の DVD、さらにコンピューターゲームソフトなど、デジタルデータとして流通可能な情報。

³⁸⁾ 知識創造型産業：ソフトウェアの開発、半導体製品の設計など電子機器を用いて情報、知識等の知的資源を活用した製品開発を行う企業からなる産業群。

②外国人にも住みやすく活動しやすいまちづくり

- ・ 在住外国人の生活環境整備事業
多言語・やさしい日本語による情報提供、市民とのコミュニケーションを円滑にするための日本語教室の実施 等
- ・ 福岡市外国人総合相談支援センター
市及び国等の関連窓口と連携したワンストップ型の外国人相談窓口の運営
- ・ 共生の地域づくりの推進（外国人材の受入・共生事業）＊ [P35 再掲]
共生コーディネーターを設置し、地域における外国人住民との相互理解を促進
- ・ 外国人向け生活ガイダンス
外国人の転入手続時において、生活ルール・マナー等の生活ガイダンスを実施
- ・ 多言語対応の推進 [P35 再掲]
区役所・相談窓口等における電話通訳、映像通訳、A I 多言語音声翻訳アプリの活用
- ・ 医療の国際化に関する事業
医療通訳の提供等による外国人向け医療環境の推進
- ・ 福岡インターナショナルスクールの運営支援
国際機関や外国企業誘致のため、外国人児童生徒の教育環境を整備
- ・ 子ども日本語サポートプロジェクト
日本語指導教室の運営、教材・教具の整備、日本語指導担当教員の研修など、小・中・特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒への指導・支援の充実
- ・ 飲食店等での多言語表記の推進
外国人が飲食店等で安心してコミュニケーションを取ることのできる、ユニバーサルデザインの理念³⁹⁾に基づいた多言語表記の推進

³⁹⁾ ユニバーサルデザインの理念：年齢、性別や国籍、障がいの有無等を問わず、すべての人が自由に快適に利用でき、行動できるような思いやりあふれる配慮を、まちづくりやものづくりなどのあらゆる場面で、ハード・ソフトの両面から行っていくとする考え方。

(工) 観光・MICE⁴⁰⁾振興による交流促進

- 施策 1-4 心豊かに文化芸術を楽しむまちづくり
- 施策 5-1 観光資源となる魅力の再発見と磨き上げ
- 施策 5-2 緑と歴史・文化のにぎわい拠点づくり
- 施策 5-3 情報アクセスや回遊性など、来街者にやさしいおもてなし環境づくり
- 施策 5-4 交流がビジネスを生む MICE 拠点の形成
- 施策 5-5 国際スポーツ大会の誘致やプロスポーツの振興
- 施策 5-6 国内外への戦略的なプロモーションの推進



歴史資源、祭り、コンサートや観劇、美しい街並み、商業施設、食文化や自然環境など、福岡市が有する貴重な観光資源を磨き上げ、魅力向上と集客促進に取り組み、官民一体となって地域経済の活性化を図ります。

福岡都市圏や九州各都市とも連携し、それぞれがもつ特色ある観光資源を合わせ、エリアとしての魅力向上を図るとともに、メディアやインターネットなどを活用した効果的なプロモーションによる国内外からの誘客に取り組みます。

また、受入環境整備や交通利便性向上など、快適にまちめぐりができ、外国人を含め多くの人々が何度でも行ってみたいと感じる環境づくりを進めます。

福岡都市圏内の大学、会議場、ホテルなどと連携しながら、会議、展示、飲食、宿泊などのMICEを支える多様な要素が一体として機能するよう、MICE拠点機能を高めます。また、ウォーターフロント地区⁴¹⁾に集積するコンベンション⁴²⁾機能を強化するため、新たな展示場の整備や天神・博多駅との回遊性向上を進めます。さらに、MICEの開催支援や地元企業とのマッチング支援などにより、リピーターの確保や新たなビジネスの創出など、地元経済への波及効果を高めます。

また、宿泊税の導入による新たな財源を活用し、観光・MICEの振興を図ります。

重要業績評価指標	現状値	目標値
福岡市への外国人来訪者数	309 万人 (2018 年)	増加 (2022 年)
外航クルーズ客船の寄港回数	264 回 (2018 年)	増加 (2022 年)
国際コンベンション開催件数	296 件 (2017 年)	増加 (2022 年)
国内コンベンション誘致件数	146 件 (2018 年度)	160 件 (2022 年度)

⁴⁰⁾ MICE：多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。企業などの会議 (Meeting)、企業などが行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行：企業などが社員に報奨として与える旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会などが行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字をとったもの。

⁴¹⁾ ウォーターフロント地区：概ね中央心頭・博多心頭のエリア。

⁴²⁾ コンベンション：人を中心とした物、知識、情報等の交流の場。会議、学会など。

<主な事業>

①観光資源の磨き上げとおもてなし環境づくり

- ・国内外観光プロモーション事業
九州のゲートウェイ都市として、各自治体と連携した観光プロモーションを実施し、福岡市を起点とした九州周遊観光や相互送客を推進
- ・デジタルサイネージ⁴³⁾を活用した情報発信の強化
多様な観光情報を、デジタルサイネージを活用して動画等で発信することで、観光客の域内回遊・消費を促進
- ・鴻臚館・福岡城の整備・活用
鴻臚館・福岡城を市民の憩いと観光・集客、にぎわいの拠点とするため、使える・身近な史跡として、さらにユニークバニユー⁴⁴⁾としての利活用促進、活用に必要な整備の実施
- ・歴史や伝統文化を活かした観光振興
博多旧市街や福岡城跡等における歴史や伝統文化を活かした体験コンテンツの開発や回遊ルートの形成などによる観光振興
- ・自然など地域資源を活かした観光振興 [P41 再掲]
農山漁村地域などの市街化調整区域⁴⁵⁾の魅力を観光資源として活用した、サイクルツーリズム⁴⁶⁾やグリーンツーリズム⁴⁷⁾の推進、海辺を活かした観光振興
- ・国際スポーツ大会の招致 [P33 再掲]
市民が一流のスポーツに触れる機会の創出や、「観光・集客」資源としての活用のため、国際スポーツ大会等の開催地、合宿地としての招致・支援
- ・大規模国際スポーツ大会を契機としたスポーツの振興及び地域の活性化 [P33 再掲]
世界水泳選手権2022福岡大会等の大規模国際スポーツ大会を契機とした、スポーツ振興や地域活性化
- ・快適で高質な都心回遊空間の創出事業
歩行空間の高質化や機能強化、水辺・歴史等の既存資源を活かした都心回遊空間の充実・強化
- ・観光地におけるマナー啓発・受入改善事業
観光地周辺等における効果的なマナー啓発や交通課題解消に向けた対策等を実施

43) デジタルサイネージ：ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って映像や文字を表示する情報媒体のこと。

44) ユニークバニユー：歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のこと。

45) 市街化調整区域：農林漁業との調和や、自然環境の保全などの観点から市街化を抑制すべき区域。

46) サイクルツーリズム：自然、歴史、食、文化といった観光資源を、自転車を使ってめぐる観光。

47) グリーンツーリズム：緑豊かな農山漁村に滞在し、地域の人々との交流を通じ、その自然、文化、生活、人々の魅力に触れ、様々な体験などを楽しむ観光。

②交流がビジネスを生むMICE⁴⁸⁾拠点の形成

・MICE誘致推進事業

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、「Meeting Place Fukuoka⁴⁹⁾」により、オンラインを活用しながら、国際会議等の商談会・見本市への出展等を通じて、戦略的なMICE誘致を展開するほか、「新しい生活様式」に対応したハイブリッド開催への支援や、MICE誘致推進のための助成・支援を実施、また、福岡市でのMICE開催の魅力を高めるため、産学官民が連携したビジネスコーディネート⁵⁰⁾、ユニークベニュー⁵¹⁾等により開催を支援

・国内を代表するMICE拠点の形成

会議場や展示場、宿泊施設等のMICE関連施設が一体的・機能的に配置された「オール・イン・ワン」を実現し、国際競争力のあるMICE拠点を形成するため、ウォーターフロント地区⁵²⁾においてマリンメッセ福岡B館等の整備やホテル・賑わい施設等の誘致に向けた取り組みを推進

・国家戦略道路占用事業 [P40 再掲]

MICEの魅力向上や誘致促進を図るため、エリアマネジメント⁵³⁾団体等との連携による、国家戦略特区⁵⁴⁾（道路法の余地要件の適用を除外）を活用した道路でのイベント等の実施

⁴⁸⁾ MICE：多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。企業などの会議(Meeting)、企業などが行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行：企業などが社員に報奨として与える旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会などが行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字をとったもの。

⁴⁹⁾ Meeting Place Fukuoka：公益財団法人福岡観光コンベンションビューローのMICE部門の名称で、MICEの誘致から受入支援までをワンストップ体制で行う。

⁵⁰⁾ ビジネスコーディネート：地元の企業や団体と連携し、開催の受入支援やMICE参加者・企業等と地元産業をつなぐこと。

⁵¹⁾ ユニークベニュー：歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のこと。

⁵²⁾ ウォーターフロント地区：概ね中央心頭・博多心頭のエリア。

⁵³⁾ エリアマネジメント：地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。

⁵⁴⁾ 国家戦略特区：日本の経済活性化のために、地域限定で規制や制度を改革し、その効果を検証するために指定される特別な区域。福岡市は平成26年5月に「グローバル創業・雇用創出特区」として指定された。

(オ) 活力につながる人材の還流・定着等

- 施策 1-8 自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成
- 施策 6-5 就労支援の充実
- 施策 7-5 チャレンジする若者や女性が活躍するまちづくり
- 施策 7-6 大学や専門学校などの高等教育機関の機能強化
- 施策 8-5 グローバル人材の育成と活躍の場づくり



福岡市の魅力の発信や、大学や専門学校などの各教育機関の個性・魅力を向上する取組みなど、優秀な学生の福岡市への定着と、首都圏等から福岡市への専門・創業⁵⁵⁾人材を呼び込むU/Iターン⁵⁶⁾を促進します。

留学生の学習環境整備等の支援や、地元企業へのインターンシップ⁵⁷⁾など、世界で活躍し、出身国との橋渡し役となる留学生との交流と定着を進めます。

目標に向かって果敢にチャレンジし、福岡を支えリードするグローバル人材を育成するため、子どもや若者に対し、国際感覚を身につける様々な体験・活動の場や交流機会を提供します。さらに、様々な分野においてグローバルに活躍する人材とつながる機能や交流の場を創出します。

重要業績評価指標	現状値	目標値
若者率の全国平均との差 (福岡市の人口に占める若者率の全国平均との乖離)	+3.1 ポイント (2015 年度)	+5.0 ポイント (2020 年度)
外国語で簡単な日常会話ができる と思う生徒の割合	58.9% (2018 年度)	60% (2022 年度)
就労目的の在留資格を持つ外国人 の数	5,500 人 (2018 年)	増加 (2022 年)

⁵⁵⁾ 創業：新たに事業を始める創業と、既存の企業による業態転換や新事業・新分野への進出などの第二創業の総称。

⁵⁶⁾ U/Iターン：Uターンは、生まれ育った地域(故郷)を離れて就職した後に、再び故郷に戻って就職や生活すること。
Iターンは、生まれ育った地域以外に移り就職や生活すること。

⁵⁷⁾ インターンシップ：学生が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度。

<主な事業>

①若者や専門人材等の還流・定着

- ・ U/I ターン⁵⁸⁾促進事業
首都圏等から福岡市への IT・デジタルコンテンツ⁵⁹⁾等のクリエイティブ人材の U/I ターン等を促進する、情報発信やセミナーの開催
- ・ 留学生支援事業
留学生の育成・定着・活用を促進する産学官連携のプラットフォームの運営、留学生を対象としたインターンシップ⁶⁰⁾事業等の実施により、グローバル人材の育成と定着を促進
- ・ 高度人材の獲得（外国人材の受入・共生事業）★
海外の学生へ直接アプローチして福岡市への留学のきっかけをつくるため、産学官で連携して海外現地での日本留学フェア等へ出展

②グローバル人材の育成

- ・ 小学校外国語活動支援事業
英語教育の充実を図るため、市内の小学校 3・4 年生において、留学生や地域在住の英語を母語とする、または英語に堪能なゲストティーチャーを配置
- ・ 小学校外国語科支援事業
英語教育の充実を図るため、市内の小学校 5・6 年生において、民間委託により、ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）を配置
- ・ ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）委託事業
英語教育の充実を図るため、市内の中学校・高等学校・特別支援学校において、民間委託により、ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）を配置
- ・ スタートアップ⁶¹⁾奨学金
福岡市内の大学から海外の大学に留学する日本人大学生に対する奨学金（福岡都市圏で就職・創業⁶²⁾した場合は返還免除）

58) U/I ターン：Uターンは、生まれ育った地域（故郷）を離れて就職した後に、再び故郷に戻って就職や生活をする事。
I ターンは、生まれ育った地域以外に移り就職や生活をする事。

59) デジタルコンテンツ：音楽の CD・MD、映像の DVD、さらにコンピューターゲームソフトなど、デジタルデータとして流通可能な情報。

60) インターンシップ：学生が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度。

61) スタートアップ：新しい行動や事業を起こすこと。

62) 創業：新たに事業を始める創業と、既存の企業による業態転換や新事業・新分野への進出などの第二創業の総称。

(カ) 都市の活力を牽引する拠点やゲートウェイの機能強化

- 施策 4-6 ストックの活用による地区の価値や魅力の向上
- 施策 7-4 多様な人が集まり交流・対話する創造的な場づくり
- 施策 8-1 都市の活力を牽引する都心部の機能強化
- 施策 8-2 高度な都市機能が集積した活力創造拠点づくり
- 施策 8-4 成長を牽引する物流・人流のゲートウェイづくり



都心部において、建築物や公共基盤の整備・更新の機会を捉え、高質なビジネス環境や魅力づくりを官民共働で推進し国際競争力を高め、商業、文化、国際ビジネスなどの集積を促進するとともに、オープンスペースをはじめとした出会いと交流を促す魅力的な都市空間の創出に取り組みます。

特に、都心部の核となる天神・渡辺通、博多駅周辺、ウォーターフロント⁶³⁾の3地区では、それぞれの都市機能を高めるとともに、回遊性の向上を図り、また、エリアマネジメント⁶⁴⁾団体などとの共働により、都心部の魅力の向上や課題解決に取り組みます。

アイランドシティ、九州大学学術研究都市⁶⁵⁾、シーサイドももちでは、地域の特性を生かし、成長分野である健康・医療・福祉関連産業や、福岡市のリーディング産業である情報関連産業⁶⁶⁾、大学の知的資源を生かした研究開発機能などについて集積を促進します。

博多港と福岡空港では、多様な航路・路線の維持・拡大、処理能力や利便性の向上、都心部や背後圏との連携など、機能強化を図ります。

重要業績評価指標	現状値	目標値
都心部の従業者数	36万6千人 (2014年)	40万人 (2021年)
博多港国際海上コンテナ取扱個数	95万TEU ⁶⁷⁾ (2018年)	130万TEU (2022年)
外国航路船舶乗降人員	197万人 (2018年)	210万人 (2022年)
福岡空港乗降客数	2,464万人 (2018年)	増加 (2022年)

⁶³⁾ ウォーターフロント地区：概ね中央心頭・博多心頭のエリア。

⁶⁴⁾ エリアマネジメント：地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組み。

⁶⁵⁾ 九州大学学術研究都市：元岡・桑原地区などの九州大学伊都キャンパス周辺エリア。

⁶⁶⁾ 情報関連産業：ソフトウェアなど情報サービス業、半導体関連産業、電気通信業などからなる産業群。

⁶⁷⁾ TEU：コンテナを数えるときの単位で、20フィートコンテナ換算個数のこと。「Twenty-foot Equivalent Unit」の略。20フィートコンテナ1個が1TEU、40フィートコンテナ1個が2TEUとなる。

<主な事業>

①都心部の機能強化と魅力づくり

- ・都心部のまちづくりの推進
民間開発の適正誘導や公共用地等の活用検討など、官民一体となった都心部の機能強化と魅力づくり
- ・エリアマネジメント⁶⁸⁾の推進
天神地区・博多駅周辺地区において、エリアマネジメント団体との共働により、都心のにぎわい創出や魅力の向上、美化、防犯・防災活動などの課題解決
- ・ウォーターフロント地区⁶⁹⁾の再整備の推進
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、社会経済情勢の変化等に適切に対応しながら、市民や来街者が楽しめる魅力あるまちづくりに取り組む
- ・都心部交通対策の推進 [P40 再掲]
マイカーから公共交通への転換や自動車交通の削減・抑制を図るため、交通マネジメント施策などを推進
- ・天神ビッグバン及び博多コネクティッドの推進
天神地区及び博多駅周辺地区において、航空法高さ制限の緩和や福岡市独自の規制緩和などにより、耐震性が高く、ウィズコロナ、ポストコロナにも対応した先進的なビルへの建替えを促進し、より国際競争力が高く、安全安心で魅力的なまちづくりを推進

②高度な都市機能が集積した活力創造拠点づくり

- ・アイランドシティ整備事業
海とみどりを活かした快適な居住空間の形成を図るとともに、健康・医療・福祉関連分野の機能の集積を活かしたまちづくりの推進
- ・九州大学学術研究都市⁷⁰⁾推進機構との連携
地元産学官により設立された(公財)九州大学学術研究都市推進機構と連携し、企業・研究機関の誘致など学術研究都市づくりの推進

⁶⁸⁾ エリアマネジメント：地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組み。

⁶⁹⁾ ウォーターフロント地区：概ね中央心頭・博多心頭のエリア。

⁷⁰⁾ 九州大学学術研究都市：元岡・桑原地区などの九州大学伊都キャンパス周辺エリア。

③成長を牽引する物流・人流のゲートウェイづくり

- ・福岡空港の機能強化

国が行う福岡空港滑走路増設の整備促進、空港運営会社等と連携した航空ネットワークの強化及び利用促進

- ・コンテナターミナルの機能強化

アイランドシティコンテナターミナルにおける、国と連携した岸壁やヤード拡張整備、自動車専用道路アイランドシティ線の整備促進等

- ・ポートセールス事業

国際コンテナ定期航路の維持・拡充、集荷拡大の推進等

- ・クルーズ受入環境の整備

中央ふ頭西側における、超大型クルーズ船2隻同時着岸に向けた、クルーズ機能の強化及び中央航路の拡幅等

基本目標Ⅱ

働き方を見直し、安心して生み育てられる環境をつくる

※第9次福岡市基本計画における2022年度の目標値「70%」を既に達成しているため、さらなる「増加」を目標に設定

<数値目標>

- ・ 子育て環境満足度：72.0%（2018年度）→増加

<基本的方向>

- 若い世代が結婚を実現できない背景には、雇用の不安定さや所得が低い状況があると指摘されています。結婚・出産・子育ての希望をかなえることができるよう、就職支援など若者・子育て世代の経済的安定や子育てにかかる経済的負担の軽減に向けた支援を行います。また、妊娠や出産、子育てなどに関する情報の提供に取り組みます。
- 子どもを安心して出産し、また、生まれた子どもが健やかに成長していけるよう、出産前から出産後、乳幼児期、さらにその先へと、切れ目のない支援を行います。
- 質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応するため、多様な保育サービスの充実を図ります。また、地域における子育ての支援を推進します。
- 子どもの学齢期には、いじめ等の課題の早期発見、未然防止を図るため、教員と心理や福祉の専門家が一体となり、教育相談・支援を充実させ、親の子に対する不安をフォローできる教育環境づくりを推進します。
- 男女共に子育てを行う意識の醸成を図るとともに、子育てに配慮した多様な働き方への見直しやワーク・ライフ・バランス⁷¹⁾の充実など、市民や事業者などへの働きかけを行いながら、仕事と子育ての両立に向けた環境づくりを推進します。

⁷¹⁾ ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。

<施策と重要業績評価指標>

(ア) 若者・子育て世代の経済的安定・経済的負担軽減

施策 1-7 子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる社会づくり
 施策 6-5 就労支援の充実



若者・子育て世代の経済的安定のため、若者、女性など、求職者の働き方のニーズに応じた就職支援などに取り組むとともに、子育てなどで女性が仕事を中断することなく働き続けられるよう支援します。

また、子育てにかかる経済的負担を軽減するため、児童手当の支給や医療費の助成、教育・保育にかかる費用の助成などの支援を行います。

重要業績評価指標	現状値	目標値
25歳から44歳までの女性の就業率	74.2% (2017年)	75% (2022年)

<主な事業>

①就労の支援

- ・就労相談窓口事業
各区に設置している就労相談窓口におけるキャリアコンサルタント⁷²⁾等による個別相談、職業紹介
- ・ひとり親家庭支援センター（就業相談など）
ひとり親世帯を対象に、就業相談を行うほか、就業に結びつく可能性の高い技能・資格の取得に向けた就業支援講習会、自立支援プログラムの策定などを実施
- ・一般事業主行動計画策定支援事業 [P30 再掲]
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するセミナー等の開催
- ・「ふくおか女性活躍 NEXT 企業 見える化サイト」の推進 [P30 再掲]
企業における女性活躍への取組(女性管理職比率や平均残業時間、男女別育児休業取得者数、女性登用に関する目標など)を見える化し、働く場における女性活躍の取組みを促進
- ・女性の再就職支援 [P30 再掲]
再就職を希望する女性を対象とした、就職活動にあたっての不安を解消するワークや応募書類の書き方、面接時のマナー等就職活動に役立つ知識を学ぶ講座を実施
- ・女性の起業支援 [P30 再掲]
起業をめざす女性を対象に、必要な知識が学べるセミナーを実施

⁷²⁾ キャリアコンサルタント：労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行う専門家で、国家資格を取得している者。

②子育てにかかる経済的負担の軽減

・子ども医療費助成

通院は小学校6年生まで、入院は中学校3年生までを対象に、健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額を助成（一部自己負担あり）（令和3年7月から、通院医療費の助成対象を中学校3年生まで拡大）

・児童手当

中学校修了（15歳になった後の最初の3月31日）までの児童を養育する者に対する、年齢や所得等に応じた月額5,000円～15,000円の手当支給

・幼児教育・保育の無償化

幼稚園や保育所等を利用する3～5歳児及び住民税非課税世帯の0～2歳児の保育料を無償化

・保育料減免の実施

保育施設等利用料（保育料）について、国の基準額に比べて2割程度の減額。また、2人以上同時に保育施設等に入所している世帯を対象とした保育料の軽減

・就学援助

国・県・市立小中学校に通学するうえで、経済的な理由により給食費（市立小中学校のみ）や学用品代など、学校での学習に必要な費用の支払いが困難な世帯への援助

・住宅支援の実施

市営住宅の定期募集における、子育て世帯等に対する所得基準の緩和、抽選の優遇制度、募集枠の確保のほか、ひとり親家庭や乳幼児のいる世帯、多子世帯を対象とした随時募集制度の実施、また民間賃貸住宅における、子育て世帯に対する、良好な住宅への住替えに係る初期費用の一部を助成

(イ) 妊娠・出産・子育て等への切れ目ない支援

施策 1-7 子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる社会づくり
 施策 2-3 支え合いや助け合いによる地域福祉の推進



母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行います。妊娠期からの相談支援、産後早期からの支援、妊娠・出産・育児に関する情報提供など、母子保健施策の充実を図るとともに、小児医療の充実、不妊や不育に悩む人に対する支援の充実などに取り組みます。

重要業績評価指標	現状値	目標値
地域での支え合いにより、子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合	38.8% (2018年度)	65% (2022年度)

<主な事業>

①妊娠・出産等に対する支援

- ・妊婦健康診査
妊婦及び胎児の健康管理の充実を図るため、委託医療機関での健康診査の実施
- ・産婦健康診査
産後の母親の状況を把握し、母子への早期支援を行うため、出産後間もない時期の産婦に対する産科医療機関等での健康診査の実施
- ・新生児聴覚検査
先天性難聴を早期に発見し支援するため、新生児全員を対象に検査に要した費用の公費負担実施や確実に療育につなげる仕組みの構築
- ・妊産婦・新生児訪問指導（母子保健訪問指導）
妊産婦・新生児・未熟児に対する、助産師や保健師などの専門職による訪問指導
- ・マタニティスクールの開催
妊婦や希望する家族に対する、妊娠、出産、育児について実際に役立つことを勉強するための教室の開催
- ・不妊治療・相談（特定不妊治療費助成、一般不妊治療費助成、不妊専門相談センター）
子どもを望む夫婦に対する、特定不妊治療費（体外受精・顕微授精）及び一般不妊治療費（人工授精）の助成、不妊専門相談センター等での専門医師または不妊カウンセラーなどによる不妊に関する悩みについて個別相談
- ・不育症検査費・治療費助成
妊娠しても流産・死産を繰り返す不育症について、検査費及び治療費への助成実施
- ・産後サポート事業
産後早期の母親への支援の充実を図るため、宿泊や日帰りによる産後ケア事業や産後ヘルパー派遣事業の実施

②乳幼児親子の支援

- ・母子巡回健康相談
公民館などの市民の身近な場所で母子巡回健康相談の実施、健康相談や「親子歯科保健教室」などの健康教育の実施
- ・乳幼児健康診査
4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に保健福祉センターで医師などによる総合的健康診査、及びその結果に基づく保健指導の実施、10か月児を対象に委託医療機関で健康診査の実施
- ・母親の心の健康支援事業
母子保健訪問指導で把握した育児不安が強い母親への「子ども家庭支援員」の派遣

③医療・療育体制の充実

- ・周産期医療・小児医療の充実
福岡市立こども病院における周産期医療・小児高度専門医療の提供、子どもの救急医療に関する広報・啓発、急患診療センター医師確保など小児救急医療体制の整備
- ・障がい児の早期発見・早期対応
乳幼児健診などを通じ、障がいの疑いがあると判断された場合の、心身障がい福祉センターや療育センターで発達状況などの医学的診断、適切な療育の実施
- ・障がい児通園施設における療育の提供
就学前の知的障がい児や肢体不自由児に対し、障がい児通園施設（児童発達支援センター）において、訓練や保育などの療育の提供

(ウ) 子ども・子育て支援の充実

施策 1-7 子どもが健やかに育ち、
安心して生み育てられる社会づくり

施策 1-8 自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成



質の高い幼児教育・保育の確実な提供に向けた体制・人材の確保や、保護者のニーズや子どもの特性を踏まえた多様な保育サービスの充実などに取り組みます。

身近な地域において乳幼児の親子や子どもたちが集い、安全に安心して活動できる交流の場や機会の提供に取り組むなど、地域における子育ての支援に取り組みます。また、地域において幅広い世代の交流を促進し、高齢者や子育ての経験者などが、子どもや子育てに関する取組みや活動に積極的に参加・参画できるよう取り組みます。

学齢期においては、不登校やいじめなど、支援を必要とする子どもや家庭に寄り添った支援体制を充実するため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育相談コーディネーター（登校支援を要する児童生徒に専任で対応する教員）が連携し、教育相談・支援の充実などに取り組みます。

重要業績評価指標	現状値	目標値
保育所入所待機児童数	40人 (2018年度)	0人

<主な事業>

①幼児教育・保育の提供体制と人材の確保

・保育所等整備の推進

地域の保育需要に応じ、保育所の新設や増改築のほか、企業主導型保育施設や幼稚園の活用など、多様な手法により保育の受け皿を確保

・保育士の人材確保（保育士就職支援事業等）

保育士・保育所支援センターでの就職相談やあっせん、就職支援研修会、ハローワークなどと連携した出張相談会、学生への就職支援・相談会などの実施、潜在保育士に対する就職準備金や保育料の貸付、市内に勤務する正規保育士への家賃の一部助成及び奨学金返済支援事業の実施、保育支援員の配置費用の助成

・保育の質の向上

保育士等の資質や専門性の向上を図るための研修の実施

②多様な保育サービスの提供

・子育て支援コンシェルジュ

個々のニーズに合った教育・保育サービスなどについての情報提供や相談を行う「子育て支援コンシェルジュ」の各区への配置

・一時預かり事業

保護者が冠婚葬祭や通院、リフレッシュなど必要な時に、乳幼児を一時的に預かる事業の実施

- ・延長保育の実施

保護者の就労形態の多様化に対応するため、利用時間を越えた保育時間の延長（延長保育）の実施

- ・休日・夜間保育の実施

保護者の就労形態の多様化に対応するため、休日・夜間における保育の実施

- ・病児・病後児デイケア事業

保育所などへ通っている子どもが病気の際、保護者が仕事の都合などで看病できない場合に、病児デイケアルームでの一時預かりの実施

- ・医療的ケア児の保育

全公立保育所において医療的ケア児の受入れを実施するとともに、幼稚園等における医療的ケア児の受入れを支援

③地域における子育ての支援

- ・子どもプラザ事業

乳幼児親子がいつでも気軽に集まり利用できる常設の遊び場であり、子育て支援活動の拠点である子どもプラザの管理・運営

- ・地域子育て交流支援事業

公民館など身近な場所で、地域のボランティアの見守りの中、乳幼児親子が自由に過ごすことができる子育て交流サロンの開設や運営の支援

- ・留守家庭子ども会事業

保護者等が就労等により昼間家庭にいないことが常態である児童への、遊びと生活の場の提供

④教育相談・支援体制の充実

- ・スクールソーシャルワーカー活用事業

全ての中学校区に、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育と福祉の両面から、こども総合相談センターなどの関係機関と連携し、課題を抱える児童生徒や家庭の支援を実施

- ・スクールカウンセラー等活用事業

小呂、玄界小中学校を除く、全ての小中学校、高等学校、特別支援学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者の心の悩みについて、カウンセリングを実施（小呂、玄界小中学校には心の教室相談員を配置）

- ・SNSを活用した教育相談体制構築事業

いじめや不登校等の課題の早期発見、未然防止を目指し、教育相談体制の充実を図るため、児童生徒が気軽に相談できる窓口を開設

(エ) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス⁷³⁾）

施策 1-2 すべての人の人権が尊重される

まちづくりと男女共同参画の推進

施策 1-7 子どもが健やかに育ち、

安心して生み育てられる社会づくり

施策 7-5 チャレンジする若者や女性が活躍するまちづくり



子育て、介護と仕事を両立できるよう、男性中心の働き方等を前提とする労働環境を変革し、多様で柔軟な働き方の実現を図るため、長時間労働の削減や休暇取得促進など働き方の見直しや、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進に、行政・企業・市民が一体となって取り組みます。

また、より多くの女性がリーダーとして能力を発揮できるよう、キャリア形成への意識改革や、能力開発の支援、活躍しやすい環境づくりなどを行います。

重要業績評価指標	現状値	目標値
企業における女性管理職比率	10.0% (2014年度)	12% (2022年度)
男女の固定的な役割分担意識の解消度 (「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定概念を持たない市民の割合)	男性 63.4% 女性 75.9% (2018年度)	男性 75% 女性 80% (2022年度)

<主な事業>

①働き方改革

- ・企業向け講演会・セミナーの開催
労働環境の改善に向けて、ワーク・ライフ・バランスや働きやすい職場づくりをテーマとした講演会などの実施
- ・社会貢献優良企業優遇制度の実施
次世代育成・男女共同参画支援事業を実施する社会貢献度の高い地場企業を社会貢献優良企業として認定し、市が発注する指名競争入札での指名回数の優遇などを行う制度の実施
- ・男性向けセミナーの実施
ワーク・ライフ・バランスの重要性や家庭における固定的性別役割分担意識の解消をテーマにしたセミナー等の実施
- ・市民や企業と共働した子育て支援
毎月1～7日を「い～な」ふくおか・子ども週間⁷³⁾とし、企業等がそれぞれの立場で子どもたちのためにできることに取り組み、社会全体で子どもたちをバックアップする運動の推進

⁷³⁾ ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。

・働く人の介護サポートセンター事業

働く人が仕事と介護を両立できるよう、介護の相談対応や情報提供を行う「働く人の介護サポートセンター」の設置

②女性の活躍の場づくり

・福岡市働く女性の活躍推進計画（第2次）の策定と推進

女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を計画的かつ効果的に進めるため、計画の策定及び計画に基づく取組の推進

・一般事業主行動計画策定支援事業 [P23 再掲]

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するセミナー等の開催

・「ふくおか女性活躍 NEXT 企業 見える化サイト」の推進 [P23 再掲]

企業における女性活躍への取組(女性管理職比率や平均残業時間、男女別育児休業取得者数、女性登用に関する目標など)を見える化し、働く場における女性活躍の取組みを促進

・働く女性の活躍推進支援（リーダー育成研修等）

将来リーダーを目指す女性を対象とした、職場で活躍するために必要な知識を学ぶ連続講座を実施

・女性の再就職支援 [P23 再掲]

再就職を希望する女性を対象とした、就職活動にあたっての不安を解消するワークや応募書類の書き方、面接時のマナー等就職活動に役立つ知識を学ぶ講座を実施

・女性の起業支援 [P23 再掲]

起業をめざす女性を対象に、必要な知識が学べるセミナーを実施

基本目標Ⅲ

超高齢社会⁷⁴⁾に対応した持続可能で質の高い都市をつくる

<数値目標>

- ・ 健康に生活している高齢者の割合：50.6%（2016年度）→増加

（60歳以上で「健康で普通に生活している」と回答した市民の割合）

※第9次福岡市基本計画における2022年度の目標値「50%」を既に達成しているため、さらなる「増加」を目標に設定

<基本的方向>

- 日本人の平均寿命が今後さらに伸びていくと見込まれている中、多くの市民が、それぞれのライフステージに応じた健康づくりや生活習慣病予防などに取り組むことにより健康寿命⁷⁵⁾を伸ばし、元気に歳を重ねながら、知識や経験を生かし、担い手、支え手として意欲的に社会に参加し活躍できる、生涯現役社会づくりを推進します。
- 「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念⁷⁶⁾に基づき、公共施設のバリアフリー⁷⁷⁾化やユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発促進などに取り組みます。
- すべての人が安心して暮らせる社会環境づくりのため、支え合いの基盤となる地域コミュニティの活性化や、住んでいる地域で受けられる福祉サービスの充実、多様な社会問題解決のためのNPO⁷⁸⁾など新たな担い手の活動支援、Society5.0⁷⁹⁾（超スマート社会）の実現に向けた取組みなどを進めます。
- 自然に囲まれたまとまりある市街地の中に、必要な都市機能を備えた拠点が円滑な交通で結ばれた福岡型のコンパクトな都市をめざし、都市機能や交通基盤の充実強化を図るとともに、これまで整備されてきた社会資本の効率的な維持管理や、郊外部での生活交通の確保を進めます。
- 人口増加が続き、元気な都市と言われている福岡市においても、人口減少や高齢化が先行している地域もあります。それぞれの地区が持つ魅力や資源を活かし、コミュニティの維持や農林水産業の振興、交流人口の増加に向けた取組みなど地域活性化を進めます。

⁷⁴⁾ 超高齢社会：総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）が21%を超える社会のこと。世界保健機関（WHO）によると、高齢化率7～14%を高齡化社会、14～21%を高齡社会という。

⁷⁵⁾ 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

⁷⁶⁾ ユニバーサルデザインの理念：年齢、性別や国籍、障がいの有無等を問わず、すべての人が自由に快適に利用できる、行動できるような思いやりあふれる配慮を、まちづくりやものづくりなどのあらゆる場面で、ハード・ソフトの両面から行っていこうとする考え方。

⁷⁷⁾ バリアフリー：高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

⁷⁸⁾ NPO：政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで、医療・福祉、環境、国際協力・交流など社会的な公益活動を行う民間非営利組織・団体。法人格を持たない団体、ボランティア団体を含む。「Nonprofit Organization」の略。

⁷⁹⁾ Society5.0：先端技術の活用により、誰もが便利で快適に暮らすことができる超スマート社会。

<具体的な施策と重要業績評価指標>

(ア) 生涯元気に活躍できる社会づくり

施策 1-3 一人ひとりが健康で、生涯元気に活躍できる社会づくり

施策 1-5 スポーツ・レクリエーションの振興

施策 2-4 NPO、ボランティア活動の活性化



人生 100 年時代の到来を見据え、誰もが健康で自分らしく暮らせる持続可能なまちを目指し、産学官民オール福岡で取り組むプロジェクト「福岡 100」を推進し、市民のライフステージに応じた自主的な健康づくりを支援するとともに、医療体制の充実、こころの健康づくりの推進など、市民が心身共に健康に生活できる環境整備を進め、健康寿命⁸⁰⁾の延伸を図ります。

また、高齢者の就業や起業、ボランティアなどの社会参加の場を創出するなど、アクティブエイジング⁸¹⁾を推進し、医療や介護に頼らなくても健康に活躍するアクティブシニア⁸²⁾を増やします。

子どもから高齢者、障がいのある人など、すべての市民が、生涯にわたって身近なところで気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりを進めます。

市民が公益活動への理解を深め、担い手として自主的・主体的に参加できるよう支援します。

重要業績評価指標	現状値	目標値
スポーツ活動をする市民の割合 (スポーツを「する」活動を週1回以上行っている市民の割合)	53.3% (2018 年度)	60% (2022 年度)
NPO ⁸³⁾ ・ボランティア活動などへの参加率 (過去5年間にNPOやボランティア活動などに参加したことがある市民の割合)	14.5% (2018 年度)	24% (2022 年度)

<主な事業>

①こころとからだの健康づくり

・福岡ヘルス・ラボ

「楽しみながら」「自然に」健康づくりに取り組めるサービス・製品の普及を促進するため、産学官民の共働により健康行動の習慣化などへの効果を検証する実証事業を実施

・健康づくりチャレンジ事業

市民が自分に合った健康づくりを見つける機会を提供する「健康づくりフェスタふくおか」等の開催。健診やウォーキングの実践など、自主的な健康づくり活動を支援する事業の実施

⁸⁰⁾ 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

⁸¹⁾ アクティブエイジング：高齢社会の中で、人々が生涯にわたって健康に暮らし、安全が確保され、市民として社会に元気に参加できる「生涯現役社会づくり」のこと。

⁸²⁾ アクティブシニア：様々な活動に意欲的に取り組み、社会に対して積極的な行動を起こす高齢者層。

⁸³⁾ NPO：政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで、医療・福祉・環境、国際協力・交流など社会的な公益活動を行う民間非営利組織・団体。法人格を持たない団体、ボランティア団体を含む。「Nonprofit Organization」の略。

- ・ 特定健診・特定保健指導
40歳から74歳の福岡市国民健康保険被保険者を対象とした、生活習慣病予防のための健診の実施。また、その結果に応じた適切な情報提供及び特定保健指導の実施
- ・ 介護予防事業
介護予防教室や認知症予防教室、生き生き講座等の実施。介護予防リーダーの育成や自主グループ活動の支援
- ・ 福岡マラソンの開催
1万人を超える市民ランナーが参加する「福岡マラソン」の開催
- ・ 国際スポーツ大会の招致 [P15 再掲]
市民が一流のスポーツに触れる機会の創出や、「観光・集客」資源としての活用のため、国際スポーツ大会等の開催地、合宿地としての招致・支援
- ・ 大規模国際スポーツ大会を契機としたスポーツの振興及び地域の活性化 [P15 再掲]
世界水泳選手権 2022 福岡大会等の大規模国際スポーツ大会を契機とした、スポーツ振興や地域活性化

②いつでも運動できるフィットネスシティの推進（健康づくりの環境整備）

- ・ 公園・道路等における健康づくり環境の整備
公園への健康遊具の設置、歩道のフラット化や歩車分離など、誰もが安心して外出でき、気軽に健康づくりに取り組める環境の整備

③アクティブエイジング⁸⁴⁾の推進（生涯現役社会づくり）

- ・ アクティブシニア⁸⁵⁾の生涯現役さきがけ事業★
保健福祉医療分野の新たなサービス創出の仕組みの構築による、超高齢社会⁸⁶⁾に対応した活力ある都市づくりの推進
- ・ 福岡市生涯活躍のまち推進事業★
高齢者の健康づくりや社会参加を産学民と協力し支援するとともに、高齢者となっても意欲や能力に応じ、役割をもって「生涯活躍できる社会（まち）」を推進
- ・ シニア活躍応援プロジェクト
働きたい高齢者と企業の多様な雇用をマッチングする仕組みや環境をつくり、高齢者の就業を応援
- ・ アラカンフェスタ
60歳前後の世代を主な対象として、これからの過ごし方について考え、生きがいとしての就労や地域活動、余暇活動などを行うきっかけづくりのためのイベントを開催
- ・ R60倶楽部
シニアが長年培った経験や技能、趣味や興味を生かし、自らイベント・教室などを企画・実施する取組みを実施

⁸⁴⁾ アクティブエイジング：高齢社会の中で、人々が生涯にわたって健康に暮らし、安全が確保され、市民として社会に元気に参加できる「生涯現役社会づくり」のこと。

⁸⁵⁾ アクティブシニア：様々な活動に意欲的に取り組み、社会に対して積極的に行動を起こす高齢者層。

⁸⁶⁾ 超高齢社会：総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）が21%を超える社会のこと。世界保健機関（WHO）によると、高齢化率7～14%を高齡化社会、14～21%を高齡社会という。

(イ) ユニバーサルデザインの理念⁸⁷⁾によるまちづくり

- 施策 1-1 ユニバーサルデザインの理念によるまちづくり
 施策 3-2 安全で快適な生活基盤の整備
 施策 3-3 良質な住宅・住環境の形成
 施策 5-3 情報アクセスや回遊性など、
 来街者にやさしいおもてなし環境づくり



ユニバーサルデザインの理念に基づいた、誰もが思いやりをもち、すべての人にやさしいまちの実現をめざし、すべての人が安全で快適に利用できるバリアフリー⁸⁸⁾のまちづくりを進めるとともに、市民に対してユニバーサルデザインの考え方を広げ、思いやりの心を育み、ユニバーサル都市・福岡を推進します。

重要業績評価指標	現状値	目標値
ユニバーサルデザインの取り組みへの評価 (ユニバーサルデザインの取り組みが進んでいると思う市民の割合)	32.4% (2018年度)	65% (2022年度)
高齢者の居住する住宅のうち一定のバリアフリー化が行われた割合	37.5% (2013年)	80% (2022年)

<主な事業>

①ユニバーサル都市・福岡の推進

- ・ユニバーサル都市・福岡の推進
ユニバーサル都市・福岡の実現をめざし、市民や企業等の自発的な行動につながるよう、ユニバーサル都市・福岡フェスティバルや福岡版ユニバーサルマナー検定の実施等を通じたユニバーサルデザインの普及・啓発
- ・ベンチプロジェクト
高齢者や障がい者をはじめ、誰もが気軽に外出できる環境をつくるため、市内全域でのベンチ設置の推進
- ・バリアフリーのまちづくりの推進
福岡市バリアフリー基本計画に基づいた、ハード・ソフト一体の取り組みによる、重点整備地区や既存施設におけるバリアフリーの整備等
- ・公共交通バリアフリー化促進事業
交通事業者が行う鉄道駅におけるエレベーター等の設置やノンステップバス⁸⁹⁾、ユニバーサルデザインタクシーの導入などへの補助

⁸⁷⁾ ユニバーサルデザインの理念：年齢、性別や国籍、障がいの有無等を問わず、すべての人が自由に快適に利用でき、行動できるような思いやりあふれる配慮を、まちづくりやものづくりなどのあらゆる場面で、ハード・ソフトの両面から行っていくという考え方。

⁸⁸⁾ バリアフリー：高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

⁸⁹⁾ ノンステップバス：床面を超低床構造として乗降ステップをなくし、高齢者や児童にも乗り降りが容易なバス。車内段差を僅少にした設計により、乗降時、走行時とも安全性の高い車両。

- ・ユニバーサルな道づくり
すべての人が自由に移動できるよう、歩道の新設・拡幅、既存歩道の段差解消や勾配の改善、バス停上屋・ベンチの設置など、歩道の整備やバス利用環境の改善の推進
- ・身近な生活道路の改善
歩車分離、交差点改良、区画線や道路標識設置などの安全対策により、歩行者や自転車など誰もが安心して利用できる道路環境の整備
- ・共生の地域づくりの推進（外国人材の受入・共生事業）＊ [P13 再掲]
共生コーディネーターを設置し、地域における外国人住民との相互理解を促進
- ・多言語対応の推進[P13 再掲]
区役所・相談窓口等における電話通訳、映像通訳、A I 多言語音声翻訳アプリの活用
- ・来庁者にやさしい区役所づくり（サービス介助士の配置）
すべての区役所へのサービス介助士の資格を持つ職員の配置

②安心して住み続けられる住宅供給の促進

- ・サービス付き高齢者向け住宅供給促進事業
バリアフリー⁹⁰⁾化や安否確認サービスなど一定の基準を満たす、サービス付き高齢者向け住宅の登録の推進、国の補助制度等の事業者への広報・周知
- ・住まいのバリアフリー化の推進
要介護者等のいる世帯に対する、住宅を改造する際の費用の助成
- ・市営住宅のバリアフリー化や耐震化の推進
ユニバーサルデザインを基本としたバリアフリー化や災害に備えた耐震化等の推進
- ・住宅用火災警報器の普及促進
住宅火災による被害を防止・軽減するため、奏功事例を活用した住宅用火災警報器の設置促進や維持管理に関する広報の実施

⁹⁰⁾ バリアフリー：高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

(ウ) すべての人が安心して暮らせる社会環境づくり

- 施策 1-6 すべての人が安心して暮らせる福祉の充実
- 施策 2-1 支え合いの基盤となる地域コミュニティの活性化
- 施策 2-2 公民館などを活用した活動の場づくり
- 施策 2-3 支え合いや助け合いによる地域福祉の推進
- 施策 2-4 NPO、ボランティア活動の活性化
- 施策 2-5 ソーシャルビジネスなど多様な手法やつながりによる社会課題解決の推進



支え合いの基盤となる地域コミュニティについて、自治協議会⁹¹⁾や自治会・町内会などの基盤強化や、住民の自治意識の醸成を図ります。

また、地域コミュニティが主体的なまちづくりに取り組めるよう、人材の発掘・育成を図るとともに、先進的な取組みを紹介する地域情報発信の充実や、地域コミュニティ活動の場となる公民館や市民センターの機能を強化します。

高齢者の要介護度が重度になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市と関係機関が連携し、医療や介護、生活支援などのサービスが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアの実現に向けた取組みを進めます。

福祉、子育て、環境、まちづくりなどにおける多様な社会・地域の問題について、ビジネスの手法により取り組むソーシャルビジネス⁹²⁾の普及促進など、多様な手法やつながりにより課題解決に取り組めます。

あわせて、NPO⁹³⁾等による公益的な活動を支援し、市民・NPO・行政など多様な主体の共働による地域課題の解決を推進します。

重要業績評価指標	現状値	目標値
地域活動への参加率（地域活動に参加したことがある市民の割合）	49.7% (2018年度)	70% (2022年度)
公民館の利用率（年に1～2回以上公民館を利用した市民の割合）	23.6% (2018年度)	50% (2022年度)
福祉の充実に対する満足度	48.1% (2018年度)	65% (2022年度)
市の施策によるソーシャルビジネス起業者数	56人 (2018年度)	70人 (2022年度)

⁹¹⁾ 自治協議会：おおむね小学校区を単位として、防犯・防災、子ども、環境、福祉など様々な事柄について話し合いながら、校区を運営する自治組織。校区内の自治会・町内会のほか、校区で分野別の活動を行っている団体（各種団体）などで構成される。

⁹²⁾ ソーシャルビジネス：ビジネスの手法を用いて社会的な課題の解決をめざす活動。

⁹³⁾ NPO：政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで、医療・福祉、環境、国際協力・交流など社会的な公益活動を行う民間非営利組織・団体。法人格を持たない団体、ボランティア団体を含む。「Nonprofit Organization」の略。

<主な事業>

① 支え合いの基盤となる地域コミュニティの活性化

- ・ 共創自治協議会⁹⁴⁾ 事業
自治協議会が主体的に行う地域活動を支援するとともに、地域住民の交流の場づくりや地域役員等の担い手づくりなど、住みよいまちづくりに向けた共創の取組みを推進
- ・ 共創の地域づくり推進事業
地域と企業、商店街、NPO⁹⁵⁾、大学などを繋ぐ共創コネクターを置き、新たな共創の取組みを創出するとともに、持続可能なコミュニティの実現に向けて、自治協議会や自治会・町内会の位置づけの明確化や地域への新たな支援策について検討
- ・ 地域デビュー応援事業
住民の自治意識の醸成と自治会活動への参加促進を図るため、自治会・町内会が行う、幅広い世代の住民が気軽に楽しく参加し、交流できるような新たな取組みを支援
- ・ “ふくおか” 地域の絆応援団事業
地域活動を応援している企業や商店街等を応援団として登録・公表し、地域との連携を進めるとともに、特に貢献度の高い企業・商店街等に感謝状を贈呈。セミナー等の開催や、企業間の情報交換などの取組みを推進
- ・ 公民館整備
地域における生涯学習とコミュニティ活動の拠点施設である公民館の150坪化（改築）による機能拡充
- ・ 地域集会施設建設等助成
自治会・町内会が設置し、地域コミュニティの活動の場として幅広く利用されている地域集会施設の整備や借上げ等の費用の補助
- ・ 地域の担い手パワーアップ事業
公民館における地域活動の担い手の育成や地域情報の発信などの地域コミュニティ活動の支援を促進
- ・ 地域交流センター整備
早良区中南部地域の文化・交流拠点として、ホールや会議室、図書館分館などの機能を備えた早良南地域交流センターを整備

⁹⁴⁾ 自治協議会：おおむね小学校区を単位として、防犯・防災、子ども、環境、福祉など様々な事柄について話し合いながら、校区を運営する自治組織。校区内の自治会・町内会のほか、校区で分野別の活動を行っている団体（各種団体）などで構成される。

⁹⁵⁾ NPO：政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで、医療・福祉、環境、国際協力・交流など社会的な公益活動を行う民間非営利組織・団体。法人格を持たない団体、ボランティア団体を含む。「Nonprofit Organization」の略。

②地域における総合的な福祉サービスの構築

- ・保健福祉総合計画の推進
高齢者や障がいのある人など誰もが安心して生活できる「健康福祉のまちづくり」をめざし、保健・医療・福祉施策を総合的に推進
- ・地域包括ケア情報プラットフォーム事業
地域包括ケアの推進のため、医療・介護・健診に関するビッグデータを一元的に集約・管理し、ICTの活用により、エビデンス（科学的根拠）に基づいた最適な施策の企画や、医療・介護関係者間の情報共有による要介護者へのサービス向上などを推進
- ・いきいきセンターふくおかの運営
高齢者に関する健康や福祉、介護に関する相談窓口「いきいきセンターふくおか」の運営

③NPO⁹⁶⁾・ボランティア活動の活性化や多様な手法による社会課題解決の推進

- ・NPOと行政による共働事業
NPO等から事業の提案を募集し、NPO等と市の共働により事業を行う「共働事業提案制度」の実施
- ・NPO・ボランティア活動の支援
NPO活動支援基金を活用したNPO活動への助成
- ・スマートシティ推進事業 [P7 再掲]
公民連携ワンストップ窓口を通じて、AIやIoTといった先端技術等を活用した実証実験や共働事業などの民間提案の支援により、社会実装を促進し、社会課題の解決や行政サービスの高質化・効率化に取り組む

⁹⁶⁾ NPO：政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで、医療・福祉、環境、国際協力・交流など社会的な公益活動を行う民間非営利組織・団体。法人格を持たない団体、ボランティア団体を含む。「Nonprofit Organization」の略。

(エ) 福岡型のコンパクトな都市づくりと地域活性化

- 施策 3-2 安全で快適な生活基盤の整備
- 施策 4-4 まちと自然が調和した福岡型のコンパクトな都市づくり
- 施策 4-5 公共交通を主軸とした総合交通体系の構築
- 施策 4-6 ストックの活用による地区の価値や魅力の向上
- 施策 6-4 農林水産業とその関連ビジネスの振興



自然に囲まれたまとまりある市街地の中に、必要な都市機能を備えた拠点が円滑な交通で結ばれた福岡型のコンパクトな都市をめざし、公共空間や、公開空地などの民有空間、既存建築物など都市のストック⁹⁷⁾を最大限生かしながら、都市拠点や市民生活の核などそれぞれの特性に応じた、都市機能の充実強化や交通利便性の向上を図ります。

快適な都市活動を支える地下鉄や道路などの交通基盤の整備を進めるとともに、市民や来街者に分かりやすく使いやすい公共交通ネットワークの実現や生活交通の確保、施設の計画的な維持管理に、市民・民間事業者・行政が連携して取り組みます。

市街化調整区域⁹⁸⁾や離島は、豊かな自然環境や美しい景観及び優良農地などを有する地域であり、地域コミュニティの維持・活性化が課題となっている農山漁村地域において、規制緩和による民間活力の導入など、地域特性を活かした地域の主体的な取り組みを支援します。

重要業績評価指標	現状値	目標値
公共交通の便利さへの評価 (鉄道やバスなどの公共交通が便利と感じる市民の割合)	79.5% (2018 年度)	現状維持 (80%程度を維持) (2022 年度)
福岡市の農林水産業を守り育てていくべきだと思う市民の割合	73.9% (2018 年度)	85% (2022 年度)

⁹⁷⁾ 都市のストック：これまでつくられてきた、道路や鉄道、公園、計画的な市街地などの都市を形成する基盤施設や、公共・民間の建築物・建造物とこれらに付随するオープンスペースなどの蓄積、またそれが形成する街並みのこと。

⁹⁸⁾ 市街化調整区域：農林漁業との調和や、自然環境の保全などの観点から市街化を抑制すべき区域。

<主な事業>

①ストックを活かした都市機能の充実と計画的な維持更新

- ・公共空間の利活用の推進（みどり資産の価値の向上等）
「市民との共働」「収支の改善」「資産の有効活用」の視点から、地域による公園の利用ルールづくりと自律的な管理運営（コミュニティパーク事業）、公園駐車場の有料化、民間活力導入等の取組みの実施
- ・おもてなしや交流、癒しの場としての歴史的建造物の活用
歴史的建築物について、安全性を確保の上、現状の形で保存、活用することができるよう、建築基準法の緩和
- ・国家戦略道路占用事業 [P16 再掲]
MICE⁹⁹⁾の魅力向上や誘致促進を図るため、エリアマネジメント¹⁰⁰⁾団体等との連携による、国家戦略特区¹⁰¹⁾（道路法の余地要件の適用を除外）を活用した道路でのイベント等の実施
- ・アセットマネジメント¹⁰²⁾の推進
計画的・予防的な改修・修繕等による施設の長寿命化を進め、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、施設の状況等に応じた適切な維持管理の推進
- ・緑化の啓発・推進（一人一花運動の推進等）
花と緑により、まちに彩りと潤いを与え、人のつながりや心の豊かさを生み出す「一人一花運動」の輪を広げ、花による共創のまちづくりを進めていきます。

②公共交通を主軸とした総合交通体系の構築

- ・生活交通支援事業
バス路線の休廃止に伴い公共交通空白地となる地域における代替交通の確保や、公共交通が不便な地域における地域が主体となった生活交通確保の取組みへの支援
- ・都心部交通対策の推進 [P20 再掲]
マイカーから公共交通への転換や自動車交通の削減・抑制を図るため、交通マネジメント施策などを推進
- ・地下鉄七隈線延伸事業の推進
全市的な交通課題や環境問題に対応し、都心部の回遊性の向上、沿線のまちづくりを促進するため、安全を最優先に延伸事業（天神南～博多）を推進

⁹⁹⁾ MICE：多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。企業などの会議（Meeting）、企業などが行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行：企業などが社員に報奨として与える旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会などが行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字をとったもの。

¹⁰⁰⁾ エリアマネジメント：地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組み。

¹⁰¹⁾ 国家戦略特区：日本の経済活性化のために、地域限定で規制や制度を改革し、その効果を検証するために指定される特別な区域。福岡市は平成26年5月に「グローバル創業・雇用創出特区」として指定された。

¹⁰²⁾ アセットマネジメント：公共施設の管理水準を一定に維持するとともに、計画的な施設の整備、維持管理、大規模修繕などを実施することにより、施設を延命化し、コスト削減を実現する資産管理の手法。

③自然と調和した市街化調整区域¹⁰³⁾のまちづくり

- ・ 農山漁村地域など市街化調整区域の活性化
農山漁村地域など市街化調整区域の活性化に向けた地域主体の取組み支援や、土地利用規制緩和を契機とした地域産業の振興に繋がるビジネス創出の推進等
- ・ 市街化調整区域における定住化対策
市街化調整区域において空き家等の既存ストックを活用した、定住化促進に係る地域の主体的な取組みの支援
- ・ 市内産農林水産物のブランド化、6次産業化¹⁰⁴⁾の推進 [P10 再掲]
ブランド化、6次産業化による市内産農林水産物の付加価値の創出、販路拡大の支援等
- ・ 自然など地域資源を活かした観光振興 [P15 再掲]
農山漁村地域などの市街化調整区域の魅力を観光資源として活用した、サイクルツーリズム¹⁰⁵⁾やグリーンツーリズム¹⁰⁶⁾の推進、海辺を活かした観光振興

¹⁰³⁾ 市街化調整区域：農林漁業との調和や、自然環境の保全などの観点から市街化を抑制すべき区域。

¹⁰⁴⁾ 6次産業化：農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て主体的に行う、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組み。

¹⁰⁵⁾ サイクルツーリズム：自然、歴史、食、文化といった観光資源を、自転車を使ってめぐる観光。

¹⁰⁶⁾ グリーンツーリズム：緑豊かな農山漁村に滞在し、地域の人々との交流を通じ、その自然、文化、生活、人々の魅力に触れ、様々な体験などを楽しむ観光。

資料

第2期「福岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と福岡市総合計画の施策対応表

第2期「福岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と福岡市総合計画の施策対応表

第2期「福岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」		対応する福岡市基本計画の施策
基本目標	施策	
基本目標 I しごと・雇用機会を創出し、活力につながる人の流れをつくる ※国の総合戦略 基本目標① 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする 基本目標② 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる	(ア)福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進と新たな価値の創造	施策7-1 新たな挑戦を応援するスタートアップ都市づくり 施策7-2 創造的活動の基盤となる文化芸術の振興 施策7-3 個人の才能が成長を生む創造産業の振興 
	(イ)地域経済を支えている産業の競争力強化	施策6-1 産学官連携による、知識創造型産業の振興 施策6-3 地域経済を支える地場中小企業などの競争力強化 施策6-4 農林水産業とその関連ビジネスの振興 施策8-3 国際的なビジネス交流の促進 施策8-6 アジアの諸都市などへの国際貢献・国際協力の推進 
	(ウ)新たな雇用につながる企業等の誘致	施策6-2 成長分野の企業や本社機能の立地の促進 施策8-8 アジアをはじめ世界の人にも暮らしやすいまちづくり 
	(エ)観光・MICE振興による交流促進	施策1-4 心豊かに文化芸術を楽しむまちづくり 施策5-1 観光資源となる魅力の再発見と磨き上げと拠点づくり 施策5-2 緑と歴史・文化のにぎわい拠点づくり 施策5-3 情報アクセスや回遊性など、来街者にやさしいおもてなし環境づくり 施策5-4 交流がビジネスを生むMICE拠点の形成 施策5-5 国際スポーツ大会の誘致やプロスポーツの振興 施策5-6 国内外への戦略的なプロモーションの推進 
	(オ)活力につながる人材の還流・定着等	施策1-8 自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成 施策6-5 就労支援の充実 施策7-5 チャレンジする若者や女性が活躍するまちづくり 施策7-6 大学や専門学校などの高等教育機関の機能強化 施策8-5 グローバル人材の育成と活躍の場づくり 
	(カ)都市の活力を牽引する拠点やゲートウェイの機能強化	施策4-6 ストックの活用による地区の価値や魅力の向上 施策7-4 多様な人が集まり交流・対話する創造的な場所づくり 施策8-1 都市の活力を牽引する都心部の機能強化 施策8-2 高度な都市機能が集積した活力創造拠点づくり 施策8-4 成長を牽引する物流・人流のゲートウェイづくり 

<p>基本目標Ⅱ</p> <p>働き方を見直し、安心して生み育てられる環境をつくる</p> <p>※国の総合戦略基本目標③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p>	<p>(ア)若者・子育て世代の経済的安定・経済的負担軽減</p>	<p>施策1-7 子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる社会づくり 施策6-5 就労支援の充実</p> 
	<p>(イ)妊娠・出産・子育て等への切れ目ない支援</p>	<p>施策1-7 子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる社会づくり 施策2-3 支え合いや助け合いによる地域福祉の推進</p> 
	<p>(ウ)子ども・子育て支援の充実</p>	<p>施策1-7 子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる社会づくり 施策1-8 自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成</p> 
	<p>(エ)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)</p>	<p>施策1-2 すべての人の人権が尊重されるまちづくりと男女共同参画の推進 施策1-7 子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる社会づくり 施策7-5 チャレンジする若者や女性が活躍するまちづくり</p> 
<p>基本目標Ⅲ</p> <p>超高齢社会に対応した持続可能で質の高い都市をつくる</p> <p>※国の総合戦略基本目標④ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる</p>	<p>(ア)生涯元気に活躍できる社会づくり</p>	<p>施策1-3 一人ひとりが健康で、生涯元気に活躍できる社会づくり 施策1-5 スポーツ・レクリエーションの振興 施策2-4 NPO、ボランティア活動の活性化</p> 
	<p>(イ)ユニバーサルデザインの理念によるまちづくり</p>	<p>施策1-1 ユニバーサルデザインの理念によるまちづくり 施策3-2 安全で快適な生活基盤の整備 施策3-3 良質な住宅・住環境の形成 施策5-3 情報アクセスや回遊性など、来街者にやさしいおもてなし環境づくり</p> 
	<p>(ウ)すべての人が安心して暮らせる社会環境づくり</p>	<p>施策1-6 すべての人が安心して暮らせる福祉の充実 施策2-1 支え合いの基盤となる地域コミュニティの活性化 施策2-2 公民館などを活用した活動の場づくり 施策2-3 支え合いや助け合いによる地域福祉の推進 施策2-4 NPO、ボランティア活動の活性化 施策2-5 ソーシャルビジネスなど多様な手法やつながりによる社会課題解決の推進</p> 
<p>(エ)福岡型のコンパクトな都市づくりと地域活性化</p>	<p>施策3-2 安全で快適な生活基盤の整備 施策4-4 まちと自然が調和した福岡型のコンパクトな都市づくり 施策4-5 公共交通を主軸とした総合交通体系の構築 施策4-6 ストックの活用による地区の価値や魅力の向上 施策6-4 農林水産業とその関連ビジネスの振興</p> 	

参考資料 パブリック・コメント手続実施概要

1. 実施の目的

第2期「福岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定及び「福岡市人口ビジョン」の改訂にあたり、市民との情報の共有を図り、市民の意見を反映させるため、パブリック・コメント手続によって原案を公表し意見募集を行いました。

2. 意見募集期間

令和2年4月1日（水）～令和2年4月30日（木）〔1ヶ月〕

3. 実施方法

(1) 原案の公表方法

第2期「福岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」原案及び「福岡市人口ビジョン」改訂案を総務企画局企画課、情報公開室、情報プラザ、各区役所情報コーナー、入部・西部出張所において配布するとともに、市ホームページにも掲載しました。

(2) 意見提出の方法

意見については、資料の配布場所へ書面で提出いただいたほか、郵送、ファクシミリ、電子メールによって受け付けました。

4. 意見の提出状況および対応

(1) 意見提出者総数

27通

(2) 意見件数

60件

(3) 意見への対応

修正あり : 16件

〔	(内訳) 福岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略 :	11件	〕
	福岡市人口ビジョン :	5件	

原案どおり : 5件

記載あり : 28件

その他 : 11件

5. 提出された主な意見

1 福岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略

総論

- ・九州内からの転入超過を「福岡の一人勝ち」として問題視する意見を見受けることもあるが、東京一極集中を抑制するためには、福岡市には「九州のダム機能」としての役割を担うべく、各種施策に取り組んでいただきたい。
- ・福岡市の人口を増やしてより発展させるためには若者が重要な存在となるのは間違いない。今後未来を担うことになる若者がいかに福岡市で快適に安心して生活していけるかがポイントとなってくると考える。

基本目標ごとの施策・事業

基本目標Ⅰ：しごと・雇用機会を創出し、活力につながる人の流れをつくる

- ・起業率や若者の就業率が高い背景には、福岡市独自の支援策があったことが大きいと思う。中高年齢者も元気に働くことができるような福岡市らしい施策も含めていただきたい。
- ・国家戦略特区を活かした社会実験は、企業を福岡市に呼び込むことに有効だと思う。
- ・クリエイターへの支援を継続し、観光資源不足を補えるものができること、より観光者が増えると思う。
- ・大学への研究支援や、大学と地元企業をつながりの手助けをすべきである。
- ・寺社、恵まれた海岸線、古い伝統をもつ祭りなど、豊富にある観光資源をもっと宣伝すべきである。

基本目標Ⅱ：働き方を見直し、安心して生み育てられる環境をつくる

- ・子育てしながら働くための支援制度を、行政からも企業からももっと整備すべき。
- ・保育士の処遇改善により人材確保へつなげる方策も必要ではないか。
- ・働き方改革として、行政と企業による更なるテレワーク等の導入推進を掲げてはいかがか。
- ・女性の社会進出が進んでいる今、医療費といった経済的援助だけでなく、保育所など子どもを預ける場所を重点的に充実させる必要があると思われる。

基本目標Ⅲ：超高齢社会に対応した持続可能で質の高い都市をつくる

- ・総人口の減少が見込まれる一方で、高齢者の人口・割合の増加が見込まれる中でも、しっかりと持続可能な社会・まちづくりに取り組んでもらいたい。
- ・混雑の緩和や交通の利便性アップなど、快適に暮らせる都市をつくっていただきたい。

2 福岡市人口ビジョン

- ・人口増加の内訳をみると高齢者の増が目立つため、高齢者が自立できるような政策の継続も重要になると思う。
- ・若年層の東京圏への転出が大きい。福岡圏域で仕事ができ、安心して子供を産み育てられる環境づくりをしてほしい。
- ・若年層の人口減少は、将来における重要な課題であり、現在の社会や経済の在り方を大幅に見直し、変革していくことが必要。

福岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略

最終更新／令和3年3月31日

編集・発行／福岡市総務企画局企画調整部

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1（本庁舎8階）

電話 092-711-4093 F A X 092-733-5582

E-mail kikaku.GAPB@city.fukuoka.lg.jp